最終更新日:2011年2月10日 株式会社キタック

代表取締役社長 中山 輝也 問合せ先:経理部長 高橋 幸雄 証券コード:4707 http://www.kitac.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、従来から株主重視の基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実を念頭においた経営の透明性や公正性、健全性を確保することが 重要な経営課題と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
中山 輝也	1,680,836	30.01
五十嵐 英輝	742,000	13.24
キタック社員持株会	293,100	5.23
株式会社第四銀行	278,000	4.96
東京中小企業投資育成株式会社	233,424	4.16
中山 和子	197,332	3.52
安尻 利行	150,048	2.67
中山 道子	93,500	1.66
中央三井信託銀行株式会社	90,000	1.60
石田 庸子	88,500	1.58

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	大阪 JASDAQ
決算期	10月
業種	サービス業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 支配株主、親会社及び子会社を有しません。

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数更新	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社の組織自体が極めて小規模であることに加え、地質調査及び土木設計を主たる業務とすることから取締役相互による経営に対する監視機能および中立性は充分確保されているため。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 <mark>更新</mark>	設置している
監査役の人数 <mark>更新</mark>	3名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

監査役は、社内各部門の業務執行状況について定期的に業務監査を行っており、取締役会に出席するほか、定例的に開催される各種重要な会議にも出席し、経営監視の機能を果たしております。また、会計監査人との間では、定期的に情報および意見の交換を行い、また、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

監査役と内部監査部門の連携状況

常勤監査役と内部監査室とは、必要に応じて随時、情報交換を行い、社内業務の適正性、コンプライアンス遵守状況、業務改善・指導事項を共有 化しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <mark>重新</mark>	2名

会社との関係(1) 更新

丘夕	C.A. 문사		会社との関係(1)							
以 在	/馬1王	a	b	С	d	е	f	g	h	i
石井 斌	その他									0
貴舩 育英	その他									0

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
石井 斌	当社独立役員	新潟県職員及び新潟県信用保証協会会長として培った豊富な経験、幅広い見識を当社の経営全般に反映していただけると判断しています。なお、当社は現在新潟県信用保証協会保証付私募債を発行していますが、当社と新潟県信用保証協会との取引は、当該社外監査役が同協会を退任した後の平成14年10月からであり、既に同協会を退

	任後相当な期間が経過していることから、独立役員として の適格性を十分備えているものと判断いたします。
貴舩 育英	 新潟県職員として培った豊富な経験、幅広い見識を当社 の経営全般に反映していただけると判断しています。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

当社は平成23年1月13日開催の定時株主総会に於いて、初めて社外監査役の選任を受けましたので、今後は取締役会に出席する等により、監査 役としての活動を行っていく予定です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状の当社の経営環境を総合的に判断して実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段 <mark>更新</mark>	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明更新

最近事業年度(平成22年10月期)における当社の取締役の報酬等の総額は以下のとおりであります。 ・取締役(社外取締役は除く) 71,243千円 ・監査役(社外監査役は除く) 5,474千円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

常勤監査役が稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、社内の状況等も併せて原則として毎月1回開催される監査役会において、各監査 役に対しての報告および情報交換をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

- (1)現状の体制を採用している理由
- 、1754、の所能に保いる社会は ・当社は会社法に定める大会社には該当しておりませんので、これまで監査役会及び会計監査人は設置しておりませんでしたが、コーポレート・ガバ ナンスの強化及び会計監査体制の一層の充実を図るため、平成23年1月13日開催の定時株主総会におきまして、監査役会並びに会計監査人の設 置を決議いたしました。
- (2)取締役の業務執行及び監査役の監査に係る事項 ・当社は取締役会を原則として月1回その他必要に応じて開催することにより、経営方針及び重要な業務執行等の審議・決定を迅速に行っておりま
- コード・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・また、新たに設置された監査役会(常勤監査役1名、社外監査役2名)による監査役会も月1回開催する他、各監査役が取締役会その他重要な会議に随時出席し取締役の職務執行を監査しております。
- (3)会計監査人の状況 ・当社は従来より金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを起用しておりますが、今般、会社法に基づく会計監査も同法人に 委託いたしました。
- (4)監査報酬の内容
- ・最近事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬は16,000千円です。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	1月中旬に株主総会を開催します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自 身による説 明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR情報(決算情報・適時開示資料等)を開示する専用のホームページを設けています。	なし

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供	「企業行動基準」の項目の一つにくステークホルダーとの適切な関係とコミュニケーション
に係る方針等の策定	>を設け、各ステークホルダーの立場の尊重について規定しています。

Ⅳ内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制(内部統制)に係るシステムの構築について、以下の通りの基本方針を定めております。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ・当社の経営理念に則り制定された「企業行動基準」に関する具体的手引書として「コンプライアンス・ガイドライン」を策定し、取締役及び使用人がコ ンプライアンスの徹底を図る。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ・取締役の職務の執行に関する情報は、文書及び記録の管理に関する規程に則り、保存及び管理を適正に実施するとともに、取締役及び監査役からの閲覧請求には速やかに対応する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築し、リスク管理の推進を図るとともに、内部監査部門は独立した立場から監査を実施する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ・取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業 務を執行する。
- 5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 ・子会社を設立した場合は、グループ企業としての業務の適正を確保するための部門を設置し、円滑な業務運営に努めるとともに、内部監査部門により、グループ企業各社の業務の有効性、適正性の監査を実施する。
- 6. 監査役監査の実効性を確保する体制
 ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査室に所属する使用人が監査役の職務補助を行う。
 ・監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価等に関する事項については、常勤監査役の同意を得る。

- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある場合、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。
 ・また、常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し取締役それぞれの職務執行に関する報告を受けるとともに、内部監査室から内部監査の実施状 況及びコンプライアンスの状況について、適時報告を受ける。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況) 当社は当社がとるべき基本的な基準・指針を定めた「企業行動基準」の中で、『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決する』ことを定め、具体的手引書であるコンプライアンス・ガイドラインでも詳細な説明を設けて、全役職員への周知・徹底を図って おります。

以上

V その他

- 1. 買収防衛に関する事項
- 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「会社の機関および内部統制等模式図」

